

## 研究論文

## 近世日本の境界と日本人

- 抜荷の首魁・金右衛門の知る大陸情報を素材にして -

松尾 晋一\*

## はじめに

幕府は寛永10年(1633)、奉書船以外の海外渡航を禁止、海外在留5年以上の日本人の帰国禁止を命じた。同12年(1635)には、外国船の入港・貿易を長崎・平戸に限定し、日本人の海外渡航と帰国を禁止した。また、異国に居住していた日本人が帰国した場合、死罪を命じることを示した。そして同13年(1636)、日本人とポルトガル人との間に生まれた子供を海外へ追放した。以上の段階を経て、幕府は日本人の海外への移動、海外から日本への帰国を制限した。これらは、長崎奉行宛下知状で示されたことから、長崎を対象とした規定との理解が現在定着している<sup>1)</sup>。

近世日本は、四つの口といわれる長崎、松前、対馬、琉球を介して外の世界と交流をもったが、実際日本人の移動の制限はあるものの長崎を除いた口では、外の世界に日本人が足を踏み入れることができた<sup>2)</sup>。ここで誤ってはいけないのは、これらの現象は日本の外の世界での定住ではなく、境界を越える日本人の存在があったということである。この点は四つの口と括られるが、他と長崎とが異なる点の、ひとつと言えよう。では、長崎を介しての日本人の移動が全くなかったのかというとそうではなく、他と

同様に日本人漂流民の送還はみられた。しかしこれは、偶発的に海外へ出た者が戻ったのであり、公的に外へ出たわけではない。幕府は長崎から日本人を内に入れたが、外に出さなかった、という理解が正しい。

さてその長崎には、オランダ船、唐船の来航があり、長崎市中の者が貿易に従事する環境にあって、抜荷が頻発した<sup>3)</sup>。抜荷に関係した者たちの階層は様々で、抜荷が頻発していたことは異国人と接触する機会が多くあったことを意味する<sup>4)</sup>。長崎ではないが、抜荷を行うなかで異国へ渡った例も、伊藤小左衛門の事件などから知られるわけで、荒野泰典氏はこうした事例から「「人臣」の私的な交流の存在」を指摘し、その存在は国家権力としての幕府と緊張関係にあったととらえている<sup>5)</sup>。

こうしたとらえ方は、十分に首肯できるものの、先に述べたとおり長崎と他の口では人の移動制限の在り方が異なるわけで、この「在り方」と日中間で生きた当時の日本人の存在をふまえて、幕府対外政策と境界との関係を考えることを本稿の目的とする。

## I. 日清を股にかけた金右衛門

名を金右衛門という。長門(現山口県の一部)

\*長崎県立大学国際情報学部准教授

の生まれで生没は不明だが、唐人の服を着て日本を案内するなど日中間の抜荷取引で活躍し、「第一の首魁」となった。この文章を読んで彼の姿をどう想像できるだろうか。日本人がチャイナ服を着て、これは現代から考えてもおそらく違和感はないだろう。しかし、ここで対象としているのは、江戸時代。中国の王朝は、清。日本で生まれた男性なら、髪は髷を結う。チャイナ服に髷を想像してみると、かなり面白い。もしや辮髪？ 絵画資料が残っているはずもなく、想像するしかないがそんな人物が17世紀末から18世紀初頭に実在した。唐人は首魁を先生と呼ぶが、福州音で「シャンスイ」。よって先生金右衛門と呼ばれた<sup>6</sup>。

実は金右衛門、その後捕まり、享保期に抜荷の目明かしとしても活躍する<sup>7</sup>。彼の存在は、世に知られていて、歌舞伎「三千世界商往来」<sup>8</sup>に登場する山司金右衛門のモデルで、現在でも歴史や文学などの研究分野で取りあげられる人物である<sup>9</sup>。

その金右衛門の書上の写しとみられる「崎陽私服人劾疑」と題した史料がある<sup>10</sup>。ここに「唐人物語日本人唐土江住宅候事」が記載されている。つまり、金右衛門が唐人からの情報として清に住む日本人について知り得たことが、ここに書かれているのである（以下、註をつけないものは、これによる）。最後に「右者享保八癸卯頃、長寄之者（長崎）シャンシイ金右衛門言上ノ寫也」とあるので、抜荷目明かしになって以後の享保8年（1723）には長崎に滞在していて、18世紀初頭の情報と考えると良い。

ここで注意しておきたいことが二つある。一つは「日本人」といった括りを金右衛門、もしくはこの史料を作成した人物が持っていたということ。国民国家の存在など後の時代の話であって、海外渡航が禁じられていた社会の中で

「日本人」との意識を当時の人が持っていた。他の存在を前提として、それと区別する考えがあったことをこの事例は裏付けている。もう一つは、この時期に日本人が異国に住んでいた事実。日本人の海外渡航禁止は寛永12年（1635）それから考えると80年ぐらいい経過している。ポルトガル人との間に生まれた子供も追放されている。それから考えると、子供の時に親から「お前は日本からこの地に来たのだ」と言われた者たちの存在がここに記されているのだろうか。はたまた、寛永鎖国政策で追放された者たちの二世が「日本人」意識をもっていて、その存在を金右衛門が知るところとなったのであろうか。

朝鮮の場合、荒野泰典氏が朝鮮に渡った日本人の存在を紹介している。それによると、寛延元年（1748）4月に来朝した朝鮮人のうちの一人が日本人だった。紀州有田郡瀬名村の出身で、大坂から京都、その後長崎、対馬へ、そして朝鮮（倭館）への渡航許可書を手に入れたという。朝鮮へ渡った後、理由はわからないが朝鮮人の婿となり、そこが小役人の家であったことから、朝鮮通信使の共となって日本へ来たという事例である<sup>11</sup>。現在は釜山になるが、当時、日本との商いのために李朝から対馬宗家にあてがわれた倭館があった。そのためこの事例は想像できる範囲ではある。

しかし、ここで紹介しているのは、清。日本人が海を渡って清へ渡ることは許されてはおらず、実は寛永期までに異国に渡った者たちと関係ない海外渡航者の存在が、先に述べた史料から確認できるのである。なぜそうしたことを金右衛門が知り得たのか、それは日中を股にかけた人的ネットワークを駆使して抜荷を行っていたからなのであろう。以下、金右衛門の知る日本人をみていく。

## Ⅱ．海の向こうを目指す日本人

いわゆる寛永鎖国政策において、日本人は朱印船や奉書船で南方へ行くことができなくなった。そして海外在住の日本人は帰国を許されず、ポルトガル人との間に生まれた子供は日本を離れざるを得なかった。こうしたなか、手紙のやりとりはどうか許されることがあった。それは、「じゃがたらお春」などの事例からもわかる。とは言え、お春（コショロ）の手紙の場合も、長崎奉行所が内容を確認しており<sup>12</sup>、人の移動、そして情報の管理は厳しかった。

先の日本人が清の社会に存在した答えのひとつはというと、いろんな考えを持ち、行動する人間は、東西を問わず、何時の時代にもいたが、それが江戸時代も例外ではなかったのである。大黒屋光太夫<sup>13</sup>のように、漂流して偶然に日本の外へでたということとわけが違う。日本から海外へ行くことが禁止されているさなか、「飛乗」と言って唐船が帰唐する時、あらかじめ唐人に相談しておいて異国へ行く日本人がいたのである（「飛乗ト申而唐船帰唐之節、日本人申合ひそかに唐土江参りたるものも有之候」）。先に紹介した抜荷の首魁・金右衛門も大陸へ渡っている。もしかすると、最初はこうした者の一人だったのかもしれない。

唐人に相談しなかった例も確認できる。享保元年（1717）11月22日に長崎で入牢となった甚左衛門は、唐船が出船する際に日雇いに紛れて乗船し、人改めの際には船底に隠れていたようだ。船は甚左衛門の存在に気づくこともなく、長崎の港を出船してしまう。当の本人は酒に酔っていたようで、何も知らないまま船は長崎の港を離れてしまったのである。酔いが醒めたのか唐人に船から降ろしてくれ、と懇願した。唐船はこの願いを聞き入れ、五島領の福見の磯

に下ろした。福見とは、五島列島の北に位置する中通島の南側にある。現在だと長崎から福見の近くの新上五島町鯛ノ浦まで高速船がでており、90分でこの間を結んでいる<sup>14</sup>。確かに、途中波が高くなるところもあり、天候が悪いとかなり揺れる。酒を飲んで前後も記憶にない程であれば、相当つらい航海だったことだろう。

ここで甚左衛門の行動に腑に落ちないのは、唐船の出航に際して乗り込んでいることであり、抜荷目的でなければどうして、という疑問を持つのが普通であろう。また、人改めの際に船底へ隠れたとの自白と、酒によって前後がわからないという自白との整合性も疑問だ。こうした点を考慮すると、海を渡ることを目的とした確信犯と考えた方がよいだろう。甚右衛門はおそらく命を懸けて唐船に潜り込み、海の向こうを目指したのであろうが、何らかの理由で自ら目的を放棄したわけである。その後、長崎に送られ、幕府の判断で吉岐への遠島（島流し）が決まった<sup>15</sup>。

オランダ船に乗り込んだ例もある。海のない信州（現長野県）生まれの長八。彼は長崎を訪れ佐次兵衛（非人頭）の所で厄介になっていた。そうしたなか、寛保元年（1741）7月26日の夜、オランダ船へ乗り込み、隠れ潜んでいたのである。唐船ではなく、オランダ船に乗り込んでおり、相当の覚悟で息を潜めて出航を待ち望んでいたことであろう。しかし出航する前に、はかなく希望は断たれた。長八はオランダ人に見つかり、長崎奉行所へ差し出されてしまった。長崎奉行所で長八に事情を聞くと、佐次兵衛の所にいたが大変で、オランダ人にオランダ本国へ連れて行ってほしいと頼むために船へ乗り込んだ（「阿蘭陀人本国江連越候は、相頼可参と存、馬込浦より古船板二乗り阿蘭陀船江参候由申之」）と自白した。身分制社会にあって自分が

置かれている現実との葛藤が今回のような行動をさせたのかもしれない。

長崎奉行所は、「怪敷儀茂無之、乱心之躰二相見へ候二付」、つまり乱心のように見えると判断した。現実には起こりえないことだが、現代の社会だとロケットに潜り込んで見つかる「乱心」という言葉が使われるのだろうか。今日、船ぐらいでは使われないだろうから、そのくらいの感覚が当時の「長崎」にはあったのかもしれない。長崎奉行の立場として、そうした判断をせざるを得なかったということも考えられる。つまり江戸の判断ではなく長崎奉行の判断で今回の件を処理していることからすると、本来なら大罪として処理することもできただろうが、ことを大きくしなくなかったのかもしれない。長八の身分も大きく影響したとも推測される。この点を判断できる史料がないため答えは導き出せないものの、今後徘徊させないようにと佐次兵衛へ命じて、非人手下に長八は引き渡された。長八は何の処罰も受けずにすんだのである<sup>16</sup>。

二つの事例を紹介したが、異国船に潜むことは不可能ではなかったことがここから分かる。まして「飛乗」は唐人と申し合わせて乗船するわけで、現在考える密航よりも容易に、そして恒常的にみられた現象だった可能性は高い。

### Ⅲ．海の向こうで生きた日本人

話を戻すと、金右衛門は中国大陸で生きている日本人について享保8年(1724)に長崎奉行所へ報告した。その際数人を紹介しているが、まず30年以前、1680年代長崎の人で抜荷をしていたところ風難に遭い泉州(現中国福建省)へたどり着き、現在細工師をしている者がいた。また同時にひとり福州(現中国福建省)へ行

き、たばこ屋に入り婿して、「日本多葉粉屋」という看板を出している、といった情報を伝えている。職業にも驚くが、入り婿というのはさらに驚かされる。知らない海の向こうから来た日本人が清の社会の中に受け入れられているのである。

さて煙草だが、日本へ南蛮貿易によって伝来した嗜好品であった。その後、日本でも栽培がみられ、日本各地へと広がっていく。しかしその一方で、幕府は煙草の栽培を禁じるなどの法令を18世紀初頭までにたびたび出した<sup>17</sup>。こうしたなか、1680年代の台湾船や南京船の輸出品名に煙草200斤、あるいは刻み煙草300斤などの記載が確認できる<sup>18</sup>。可能性の域をでないが、煙草の生産量が拡大したものの、消費が落ち込み輸出にまわされたのかもしれない。

とは言え、18世紀の唐船による日本からの輸出品には見られないので、この時期の貿易のひとつの特徴といえるだろうが、ここで紹介している福州の事例もふまえると、それだけ台湾や中国大陸の一部の地域で日本産煙草の需要があったということなのであろう。まさしくこの看板はそれを裏付ける事例と言えるのである。

またひとは、浙江省の松江(現中国上海市の一部)に住み、もはや孫などもいる。30年の年月とは、やはり長い。しかしながら、日本人の知り合いの人は、今でも彼の鬢口はくっきりと角が見えていると言っているそうである。おそらく鬚を結っていたわけではなく、唐人の社会に溶け込むため辮髪にしていたのであろう。辮髪の場合、たいてい鬢は剃り上げられている。それらと全く異なるわけで、ひときわ鬢口が目立っていたのであろう。異なる文化のなかに身を置きながらも、「日本人」として自分を意識し続けていたことが、ここには表れていると思う。

また豆腐屋などしている者もいたそうである。豆腐は、元来中国から日本へ伝わったもので、今日では日本独自の発展を遂げた。17世紀後半から18世紀初頭、両国の豆腐製造方法にどれだけの違いがあったのか、わからない。豆腐作りを日本でもやっていたのであろうか。それとも現地で学んだ技術なのだろうか、興味をそられる。それにしても遅い人たちだ。

#### IV . 清の社会に溶け込む

ほかに、元来長崎の榎津町の者である長五郎は、唐船に人質となっているさなか、難風にあつて船が中国へ流れていった。沖での抜荷の際、人質を出すのが慣例であり、洋上の唐船で人質というのだから、抜荷の最中であつたことになる。この唐船の船頭は当然唐人だが、おそらく水主だと思われる張氏が以前よりこの長五郎と「念頃」、つまり親密な関係（男色）であることを知っていた。そのため船頭は、すぐに長五郎へ張氏を譲り、長五郎は中国に住むことになった。現在（享保期頃）張三官として寧波に住み、妻子がいて酒屋を営んでいる、という。時々、日本へ向かう唐船が見られると、張三官はそれを見ては日本を思い出し、もどかしくなって袖を濡らすこともあつたそうで（「日本之儀存し出し、うら山鋪躰に而袖をひたし申候」）、望郷の念を持っていたことがわかる。

また長崎出身者が、寧州のうち崇明県（現中国上海市の一部）にいた。この者は、船乗りとしての腕が良く、今は山東へ行って、船の「夥長」（海上の乗り方をつかさどる者）をし、名前を「子新<sup>ツウシン</sup>」と言っているようだ、と金右衛門は伝えている。異国の社会に溶け込むには、このように改名もしたのだろうが、船乗りとしての技術が清でも通用したからこそ地位を得るこ

とに繋がつたのであろう。芸は身を助けるというが、こうした存在もこの当時いたことに驚く。

さて薩摩（現鹿児島県の一部）出身の軍助は、はじめ台湾の材木屋へ入り婿になった。先にも入り婿になった事例を紹介したので、日本人という異国人への抵抗感など清の社会になつたことはここからも理解できるが、別の意味で異国に溶け込んでいた。どういう理由かはわからないものの、軍助はその後福州長楽県（現中国福建省）の魏弘丹の所で奉公をしたが、そこで酒犯<sup>さかぐるい</sup>、遊女にふけているようだ。もともと素行が悪かつたのかもかもしれないが、中国の酒や女が軍助にはあつたのかもかもしれない。

#### V . 清に上陸できない者・馴染めない者

林大輔の台湾船が抜買（密貿易）の場所にいたところ、風難にあつた。この台湾船に二人の日本人が乗船して、しょうがなく中国へ行くことになり、寧波（中国浙江省）の沖の舟山の近くの漳浦に辿り着いた。

しかし二人はまったく陸へ上がれず、船底に隠れていた。二人にとって想定外のことであり、大きな不安を抱え、動けなかつたのかもかもしれない。5日間そこで逗留した後、幸いにも林泉寔が日本への船を出すとの情報を得た。誰がどういった交渉をしたのか不明だが、二人はこの船に乗って長崎へ渡り、港口から夜中に杉板（小型の船）をだして陸へ揚がったようである。二人にとって、両国の監視の目にとまることもなく、無事に日本へ戻れたことは幸いであつた。現代社会においても密航は起こりうるわけで、当時はこうした事例もほかに多くあり得たであろう。

さて、長崎出身と思われる長太は、程才城と

いう南京船に乗っていたが、風難に遭い、南京（沙埕）へ行くことになった。この事例も抜荷の最中ということになる。その後、南京から蘇州へ移りしばらく滞在したが、中国服が嫌だったのか寒暑に関わらず脱ぎ捨てる行為が頻繁にあったという。当然、現地の人からすると怪しい人物に見られる。

この事態に、長太が万一人に日本人ということが知られてしまうと連れてきた本人が迷惑に感じるだろう、と気の毒に思った人がいた。この気の毒に思ったのは誰だか不明で、金右衛門なのかもしれないが、広南（現ベトナムの一部）には日本町があるそうなのでそこへ行って住むようにと上銀1貫目を渡したそうである。

長太はそのお金で広南へ行き、そこで心も入れ替え、現在はもといいた蘇州にいるという。長太は幸いにも金を得て一度広南へ逃れる機会を与えられたからよかったが、当然異国での生活に馴染めなかった者たちも存在したであろう。

## VI. 人に騙されて海を渡る

どこの者たちが抜買を企んだのかわからないが、島原半島の須川（現長崎県南島原市）出身の権之丞の弟七助を抜買船の手に雇い連れだした。兼ねて企まれていたことだが、抜買を試みる日本人の実行犯は正銀100貫目と石50貫目を袋に入れ、沖に碇泊する唐船に辿り着いた。何とも怪しい。そして唐人に対して、天気が不安定だから、銀150貫目を持参したので、その分の代物を先に受け取りたいと伝えた。事前に150貫目分の取引を行うことは両者とも了解済みだったのであるが、唐人はこれを了解して代物を小船に積ませることにした。

代物の請け取りが終わって、日本人は唐人側へ代銀を約束どおり渡した。当然、50貫目分は

石。唐人が代銀を確認している最中に、小船と唐船を結びつけていた縄を日本人は切った。事実が唐人に知られる前に逃げ去ろうとしているのである。

こうした抜買の場合、人質を唐船に引き渡す慣例があったことを先に述べたが、この時人質になっていたのが七助だった。当の七助は酔っ払い、革袋の上に腰掛けていた。おそらくこれを企てた者たちは七助に何も言わず、酒を与えていたのであろう。唐人側は七助が唐船にいるのに、彼を残して小船が逃げていくことを不審に思い、七助が腰掛けていた袋を開けてみた。50貫目分は石だということを、唐人はここでようやく知ったのである。

唐人側にしてみれば、まんまと日本人に騙された。乗船していた工社（水主）はこれを見て騒ぎ立て、逃げる小船を追いかけるのには距離がある、腹いせに七助を水中へ沈めてしまえ、といった声まで出てきた。こうした声が出るのは、当然といえば当然だ。唐人たちも、大きなリスクを負って抜買しているわけで、騙されて大損した怒りをどこかにぶつけようとする心理を誰もが理解できるだろう。

こうした状況を見て、唐船の船頭がそれをなだめようとする。船頭ともなると、かなりの人格者と見える。我々にはこのような石を銀と思い込んで損失を出してしまった罪もある、と話し出した。また、大切な人間の命を取ることは、その報いを考えると恐ろしいことだという。自分たちの落ち度を認め、命の尊厳を伝え、工社たちのやりきれない思いを沈めようとしたのであった。そして、どんな別の小船であっても近くに來たならば、事情を伝えて銀を取り戻そうと言って、その場をうまくおさめたのである。この船頭、なかなかの人物である。

その後数日、沖で様子を見ていた。しかし別

の小船も現れることはなかった。唐人は、結局七助を中国へ連れて行くことにした。そして、普陀山（現中国浙江省）に船を付け、普陀寺へ祠堂銀、つまり寺へ寄進する銀1貫目をつけて七助を出家させることに決めたのである。

何も事情を知らない七助は、わけもわからず異国へ渡り、さぞかし自分の今後を案じただろうが、その後、さらに彼の身に災難がふりかかる。なんと船が難風にあって、中国の沿岸で取締の最も厳しいところに漂流してしまった。記録に地名がないため場所の特定ができないことは非常に残念だが、これにより海防のため、つまり海辺の役人の改めをこの船が受けることになったのである。こうした状況下、七助は唐人らに迷惑がかかると思い、なんと海に身を投じた。

七助は自分の意志で海を渡ったのではなく、人にそそのかされたあげく、最後には自ら死を選択せねばならなかったのである。異国の地で非業の死を遂げたが、気のいい人物であったろうことは、何となく伝わってくる。

## おわりに

金右衛門の知る、清の社会と接点を持った、あるいはその社会で生きた日本人の存在は以上である。こうした事例はこれまで全く知られていなかった。知られていなかったということは、幕府の対外政策、つまり日本人の海外渡航の禁止は、天候不順などによる偶発的な漂流などで日本の外へ出た事例を除いて機能していたと一般的には理解されてきたわけである。しかし実際は、幕府が人の移動をコントロールできていなかったのである。

ここで注意が必要なのは、紹介してきた日本人の存在は、幕府の知らない社会のなかに見ら

れた現象ではなく、金右衛門が長崎奉行所へ提出した情報であって、幕府も知っていたことである。長崎は幕府の直轄地であり、当然ながらここで対象としている日本人の移動にも細心の注意を払っていたことは間違いない。抜荷の検査数からも異国人との接触さえ警戒していたことは当然理解できる。しかしここで明らかにした現状は、国家権力としての幕府の限界を示すものであり、幕府自身もそれを十分に理解していたことを裏付けているのである。荒野泰典氏の言葉を借りて説明するならば、幕府は「人臣」の私的な交流の存在との緊張関係を決して解消できるものとは理解していなかったと言える。幕府対外政策と境界との関係とは、こうした状況だったのである。

## 注

- 1 山本博文「鎖国令は大名に伝達されたのか」『九州史学』107号、九州史学研究会、1993年。
- 2 荒野泰典編（2003年）『江戸幕府と東アジア』吉川弘文館ほか。
- 3 森永種夫編（1959年）『犯科帳（一）』など。
- 4 「抜荷」を行うにしても両者の共通理解がなければ取引は成り立たない。この点は、別稿で紹介したように隠語の存在からも理解できよう（松尾晋一「「抜荷」目明かし金右衛門の「抜荷」知識」『長崎県立大学国際情報学部研究紀要』第16号、長崎県立大学国際情報学部、2015年）。
- 5 荒野泰典「小左衛門と金右衛門」『海と列島文化 第10巻 海から見た日本文化』小学館、1992年。
- 6 「兼山秘策」（1914年）『日本経済叢書』巻二、日本経済叢書刊行会。
- 7 唐人の目明かしは、唐人屋敷が設けられる前に存在した。公儀より六人扶持米を下されており、この存在で唐人の動きを把握していたものと考えられる（東京大学史料編纂所編（1955年）『唐通事会所日録 一』東京大学出版会、48ページ）。
- 8 内容については、歌舞伎台帳研究会編（1991年）『歌舞伎台帳集成 第26巻』勉誠社。
- 9 安富順「『三千世界商往来』論 山司の金右衛門像をめぐる」『早稲田大学大学院文学部紀要 第3分冊（44）』早稲田大学文学研究科、1998年。松崎仁「『三千世界商往来』と先生金右衛門」『日本文学研究28』梅光学院大学、1992年ほか。
- 10 天理大学天理図書館蔵。

- 11 前掲荒野泰典(1992年)。
- 12 元禄11年7月27日条、東京大学史料編纂所編(1958年)『唐通事会所日録 二』東京大学出版会、362ページ。元禄12年7月8日・11日条、9月15日条、同14年7月22日条、同15年7月20日条(1960年)『同三』41・42・56・141ページ。宝永元年8月5日条、同2年7月14日条、同3年7月6日条、9月20日条、同4年8月24日条(1962年)『同四』30・56・142・168・252ページ。
- 13 亀井高孝(1987年)『大黒屋光太夫』吉川弘文館ほか。
- 14 五島産業汽船。
- 15 森永種夫編(1959年)前掲書、157ページ。
- 16 森永種夫編(1959年)前掲書、359ページ。
- 17 「酒造たはこ作等之部」(高柳眞三・石井良介編(1976年)『御触書寛保集成』岩波書店、1029ページ以降)。西方保弘「細刻たばこ概説」たばこ史研究会『たばこ史研究』96、2006年。たばこ塩の博物館のHPを参照されたい。
- 18 永積洋子編(1987年)『唐船輸出入品一覧』創文社。

本研究はJSPS 科研費15K02868、「大陸情報と江戸幕府の対外政策」の助成を受けたものである。また本稿執筆にあたって史料の閲覧を許可して下さった天理図書館には、記して謝意を表したい。